

■第二部 パネルディスカッション「支えあい！ 市民後見活動の推進」

コーディネーター 新井 誠 氏（日本成年後見法学会 理事長・筑波大学法科大学院 院長）
パネリスト 山田 達夫 氏（福岡大学医学部神経内科学 教授）
古川 妙子 氏（社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会 事務局次長）
向井 公太 氏（社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会 理事長）
久富 シゲ 氏（市民後見人）



●パネリスト紹介

新井：前半はパネリストの自己紹介と、成年後見制度といかに向き合っているかを話していただきます。では山田先生からお願いします。

山田：みなさんこんにちは。私は福岡大学で認知症予防に取り組んでいます。正直今までは、成年後見制度と向き合ってきませんでした。しかし今回、勉強させていただいて、認知症の問題と密接に関わっているなという印象を受けました。

私は月に1,500人の認知症患者を診察しています。週にして大体30～50人の新患さんがみえます。今、日本にはどのぐらいの認知症患者がいると思いますか。昨年、全国6カ所で共通の方法で認知症の調査を行いました。私は大分県の調査を担当したのですが、65歳以上の方の認知症有病率は13～14%ありました。単純に計算しますと、日本全体で400万人を超えることになります。これまでの厚生労働省の発表は約150～200万人でしたから、実態はもっと進んでいるということです。

それに加えて、認知症予備軍と呼ばれる軽度の認知症の方が約200万人います。合計すると約600万人の人たちを我々の社会で見なければならぬのです。

成年後見制度では、判断力の低下した人には後見人を立てなければならないはずなのに、十数万人しか利用していません。これは推定400万人いる認知症患者には、到底およばない数字です。

法定後見の対象は、判断力が低下した人たちです。では判断力が無いということを認定する要件はどのようなものなのでしょう。医学的に言うと「情報の理解ができない」「情報を保持できない」「情報を伝達できない」「情報を利用できない」のいずれかがあった場合、判断

能力が欠如していると判定します。

ならば私ども医者は、どのようにしてそれを判定しているのでしょうか。実は客観的なツールやエビデンスはありません。イギリスでは何を使っているかという、「長谷川式認知症機能テスト」と、それによく似たミニメンタルステート検査(MMSE)を使っています。残念ながら日本にはエビデンスがありませんから、私もMMSEなどを利用して判定しています。

また、基調講演を聞いて良く分かったのは、任意後見を積極的に利用すべきだということと、法定後見でも補助の段階から利用することが大切だということです。本人に自己決定能力があるうちに、将来を予測しながら行動していくという考えは、認知症予防にもつながることです。

現在、私どもが頭を悩ませているのが、認知症患者のターミナル(終末期)です。認知症の患者のターミナルは、寝たきりになります。アルツハイマーの人は、かなり遅くまで嚥下障害が起こりませんが、それでもやがて嚥下障害が起こってきます。そのとき胃瘻をつくりますか？ 経鼻胃管にしますか？ 栄養補給をどうしますか？ といったことが大きな問題となります。本人は判断できる状態にはありませんから、身寄りの無い人の場合は、治療の同意を得ることができません。そんなとき後見人の方がいればお話をします。しかし先ほど新井先生もお話しになりましたが、後見人は契約には関与できますが、医療同意には関与できません。そうなるとこちらとしても非常に困るわけです。韓国では後見人に医療同意権が与えられたそうですが、ターミナルの問題はなかなか難しいです。

こうしたとき、後見人の同意権というのは重要ですが、早いうちに「事前指示」を行っておくことも有効です。「事前指示」とは、「こうなったときになにもしないで欲しい」「チューブは入れないで欲しい」といったことを前もって指示しておくことです。日本ではまだ普及していませんが、事前指示と後見制度を使えば、たとえ認知症になったとしても自然な形で終末を迎えられるのではないのでしょうか。認知症予防もそうですが、早いうちから制度を利用することが大事だといえます。

新井：ありがとうございます。胃瘻の方は多いと思うのですが、認知症で身寄りのない人からは、どのように同意をとっているのですか？

山田：患者さんに身寄りがない場合は、正直どうしようもありません。ここから先は病院の判断になりますから、病院によって対応もバラバラだと思います。「この人は完全に植物状態である」と多くの医師が判断し、病院の倫理委員会にかけて「これ以上の無駄な医療はやめましょう」ということになれば延命処置をしないという病院もあります。もし家族がいて全員が「胃瘻」をつくらないと納得した場合はそれに従います。医師、倫理委員会、家族の同意があればいいと言っていますが、はっきりしたものはありません。国が基準を示していませんので。こういった場合でも本人の前もった同意があればできるのですが、まったくないときには「このような形でやりました」という記録を残すだけです。

新井：今、胃瘻の人が40万人います。胃瘻というのはいったん付けてしまうと、長くなってしまいます。胃瘻をつけた上で亡くなった方の遺族にアンケート調査をしたところ、97～98%の人が「つけるべきではなかった」と答えたそうです。

任意後見の中で「強制的な延命治療は望まない」といった内容を事前指示しておくことは、現行法の中でも可能なのではないかと考えています。一度つけた胃瘻を外すのは、今の法律では非常に難しいですが、事前に「胃瘻は欲しくない」といったことは言えるはずです。では次に太宰府市社会福祉協議会の古川さんにお話しいただきます。

古川：社会福祉協議会は基本的に、地域のみなさんが住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるよう、地域福祉を推進している民間の団体です。そういった団体が成年後見制度に関わってきた経緯を話したいと思います。

先ほど新井先生のほうから成年後見制度が2000年4月にスタートしたという話がございました。その半年ほど前、平成11年12月から「地域福祉権利擁護事業」というものがスタートしました。判断能力の衰えた方が暮らしやすいようにサポートする事業で、その窓口が社会福祉協議会にありました。研修のとき、財産の管理を社協がする時代がきたのかと寂しい思いをしました。

そして地域福祉権利擁護事業がスタートしていく中で、使い勝手の悪い一面があることも見えてきました。あるとき地域の民生委員が、長期間にわたって母子家庭の通帳と印鑑を預かっているのだがどうしようというケースが、相談として上がってきました。「権利擁護事業が始まったので、この印鑑と通帳を預かってもらえるのでしょうか？」ということでしたが、福岡のほうでは預かりサービスが遅れており、日常の生活費の管理だけがサービスの対象となっていました。このときひょっとしたら、民生委員の方以外にも、他人の財産を預かり管理している人がいるのではないかと、そして他人の財産を扱うことは、自分の財産を管理するより不安なことなのではないかと考えるようになりました。

そうしたこともあって太宰府市社会福祉協議会では、独自の権利擁護事業である「ほのぼのサービス」を立ち上げました。独自事業であるならば、柔軟性があって使い勝手のいいものにしよう、料金も利用しやすい価格に設定しようという検討を重ね、平成14年4月からスタートさせました。初年度の契約件数は9件でした。「権利擁護事業ってなんですか？」「ほのぼのサービスってなんですか？」といった相談が大半でした。対応する中で、地域の状況が少しずつ見えてきました。上記の民生委員の方のように、「できればご近所の方や知人と金銭的な関わり合いを持ちたくない」という正直な意見も聞かれました。

現在「ほのぼのサービス」は会員が72名、日常的な生活費のような財産の管理を行っているのが35件ほど、財産を預かる保全サービスは40件ほどあります。

こうしたサービスを展開していた所、医療機関から成年後見の申立をしてくださいという相談がありました。社協にとって成年後見制度は、まだまだ遠い存在でしたから、やれるのだろうかという不安がありました。法律に関わる部分もありましたので、弁護士との共同後見ということで第一歩を踏み出しました。身上監護については、「ほのぼのサービス」という

ベースがあったため、そのまま成年後見に活かせるだろうという考えもありました。

そうしたなかで、市長申立のケースが上がってきました。病院からの相談で身寄りがなく、判断能力のない方ということでした。このケースは社協が単独で受けましたが、万が一お亡くなりになったらどうするのだろうかという問題がありました。成年後見制度は、被後見人が亡くなった時点で事務的なサポートは終了します。しかし、そこは社協が関わった一地域住民ということで最後までお見送りをさせていただきました。

現在社協では弁護士の協力をえて、成年後見制度に関する相談窓口「あんしん相談」を月に1回開催しています。申立手続きに関する問題や相続に関するものまで、幅広い相談に応じています。

最近では、親が死んでも連絡して欲しくないといった残酷な言葉を耳にすることがあります。今後ますます孤立した高齢者が増えていくでしょう。そうした状況を少しでも改善するために、成年後見制度が地に足のついた形で普及していくことを願っています。

新井：「ほのぼのサービス」を利用されている方で、急速に判断力が衰えて成年後見制度を利用しなければならないといったケースはありましたか？

古川：会員様の中で、在宅が難しいということで施設へ入った方がいます。現在、市長申立でその方の後見をしています。

新井：ありがとうございました。続いて向井さんお願いします。

向井：みなさんこんにちは。社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会の理事長を務めている向井です。「手をつなぐ育成会」は、知的障害児の教育・福祉向上をめざす団体で、福岡市内に約500名の会員がいます。各都道府県にも組織があり、全国で約30万人の会員がいます。

成年後見制度との関係で言いますと、私の子供が知的障害者ですので、私自身が保佐人として親族後見を行っています。また、社会福祉士会「ぱあとなあ福岡」の一員として、市民後見人も務めています。先生方が述べられた、医療同意や高齢化の問題については、いろいろと考えさせられることがありました。

近年、障害者自立支援法などもあって障害者福祉のあり方が大きく変化しています。福祉は行政が与えるものではなく、自らの意思で契約をしてサービスを選択する時代になったのです。新井先生もおっしゃいましたが、措置から契約へと構造が変化したのです。しかし果たして知的障害者に契約が結べるのであろうかという、根本的な問題があります。そういった意味で、知的障害者は成年後見制度を、有効に活用すべきではないかと考えています。

ところが実際には制度の普及はあまり進んでいません。原因のひとつとしては、正確な情報が広まっていないという点にあると思います。福岡市手をつなぐ育成会でも平成12年ぐらいから、保護者を対象にした成年後見制度についての研修を重ねています。そうした中で「鑑定料が高額なのではないか」「専門職への報酬は払えない」といった声が聞こえてきます。そ

してお金がかかるということで、必要であっても手続きをあきらめてしまう人がいるようです。

実際は、報酬といってもさまざまで、必ずしも数字が決まっているわけではありません。しかし、そのあたりの正確な情報がないため、初めから高額だと思い込んであきらめる人たちがいるのです。鑑定料にしても何十万円もかかるといった噂もありますが、調査をしたところ5万円以下が全体の4割、10万円以下を合わせると9割になります。実態としての情報が手に入らないことが、普及面でネックになっているのではないのでしょうか。

また、「手続きが大変で時間がかかるため、その間になにかあったら困る。だからやらない」といったお話を聞くことがあります。しかし、実際は6割前後が3カ月以内に審判をいただいています。私自身も3カ月で審判をいただきました。もう少し実態に基づいた正確な情報が発信されていれば、利用がしやすいのではないのでしょうか。

知的障害者の場合は、未成年の段階ですでに判断能力が落ちているので、長期間のサポートが必要となります。どうしても個人や家族だけで支援するには限度があるのです。成年後見制度が利用しやすい制度になって、社会全体でサポートできる態勢ができればと思っています。

新井: ありがとうございます。向井さんは保護者として、お子さんの後見をされています。さらに「ばあとなあ」でも成年後見人を務めているということですが、これは個人ですか？ 法人ですか？ また、育成会のほうでは後見活動を行っているのでしょうか？

向井: 「ばあとなあ」では個人で後見を行っています。「手をつなぐ育成会」のほうでは、保護者の方を対象に研修などを重ねています。この先、後見人養成に専念するのか、法人後見に進んでいくのか、まだ決まってはいません。まずは保護者の方のニーズをつかまえながら、考えたいと思います。

新井: 鑑定料の話がでましたが、山田先生は鑑定料をいくらでやっていますか。

山田: 私は5万円です。決まりはないので、いろいろな先生に聞いたところ、最低は5万円らしいということで決めました。中には20万円とかいう先生もいるようです。鑑定は患者さんや家族から詳細な病歴を聞き、十分時間をかけて診察しますので、大変な労力がかかります。

新井: それは保険を使うことは無理なのですか？

山田: 基本的には使えません。MR I など使うと2万円ぐらいかかりますし。ただ、最近撮ったMR I があるといった場合、それを活用することはできます。

新井：では久富さん、お願いします。

久富：(財)シニアルネサンス財団の市民後見人養成講座を受講した後、安心して暮らせる地域作りに貢献できそうだと考えて、NPO法人成年後見制度市民後見人・養成活動支援ネットワークに参加しました。人の人生を背負うのは、重たいことだと思っています。私は若くはありませんが、元気は残っていますし、仲間がいればやって行けると感じて活動を続けています。

簡単にNPOの紹介をしておきますと、現在会員が40名、平均年齢は65.5歳、男性は21名で平均年齢が67歳、女性は平均で64歳です。会社を退職した人、家庭の主婦、行政書士、介護の仕事の経験者など、バラエティに富んだ集まりです。

もちろん活動の目的は後見受任なのですが、そこにはなかなかつながらないのが実情です。そこで後見受任へつなげるためのさまざまな活動を行っています。たとえば相談事業を行ったり、施設へ出向いて研修を実施したりしています。他団体との交流も大事ですので、交流会やセミナーがあれば可能な限り参加しています。それから福岡市の人権啓発センターやボランティアセンターに来た成年後見がらみの相談を必要に応じふってもらったりします。

また、仲間を増やすために市民後見人養成講座に協力するといった活動も行っています。活動費は40名の会費に頼っていますので、正直厳しいです。実際の活動に参加はできないが、会の趣旨には賛同するという会費を納めてくれる方もいます。経済的な基盤は非常に脆弱なのですが、いろいろな方に支えられることで成り立っています。

先ほど、制度の普及が進まないという話がありましたが、私たちも機会があれば、いろいろな場所に行って制度の説明をしています。みなさん話を聞くと「いい制度だ」と納得してくれるのですが、自分のこととなると別のようです。「私には県内に娘がいる」「ちょっと離れたところに息子がいる、なのに制度を使うと近所の人はどう思うだろう」といった声をよく耳にします。

成年後見制度を必要としている方はたくさんいますから、必要な方には制度という手すりにつかまって欲しいのですが、手すりが見えない方がいっぱいいるのです。私たちは、その手すりを少しでも充実させて、つかまれる時につかまれる状態にしておきたいと思っています。なかには「私はしゃんとしているので、そんな制度はいらない」という方もいます。そうした人には、「安心の準備として」このような制度があることを知っておいてくださいと話しています。

私どもは週に2回電話相談をしているのですが、その中から印象的な例をお話しします。あるとき90歳を超える方から後見に関する相談がありました。そのときは「あちこちに土地や財産があるので、どれが自分の名義か調べておく」ということで電話を切られました。ところがその後連絡が途絶えてしまいます。心配して訪ねてみると、転倒して病院に入院していました。その人に関しては姪御さんが面倒を見てくれるということで事なきを得ましたが、緊急に制度が必要だという方も数多くいるはずで、高齢の方にとってはあまり時間のかかる対策は待てないということです。

また、ある女性から次のような相談もありました。ご主人の判断能力が低下したため、金融機関のアドバイスもあり、奥さんが自ら後見人になるべく申立をしたそうです。いろいろな手続きを経た結果、家庭裁判所は専門職の弁護士を後見人につけました。その後、奥さんが「自分の生活費を出してください」と後見人に頼んだところ「出せない」と断られたそうです。後見人は被後見人のために財産を使えますが、それ以外の人にはなかなか使うことができません。ただ、妻への扶養義務はありますから、生活の状況に応じて出してもらうことは可能なはずですが、結局、1カ月ほどやりとりが続いたあと、出してもらえることになりました。

以上のような相談をしているのですが、後見受任のほうはなかなか進みません。ただ相談業務であっても、人の役に立てたときはうれしく、それが活力源になっています。

新井：ありがとうございます。久富さんがお元気なのは、この活動をしているからではないでしょうか。

●市民後見人について

新井：続いて市民後見人について話し合っていきたいと思います。古川さんからお願いします。

古川：市民後見人と社会福祉協議会とのかかわりをお話します。社協の役割は地域福祉の推進にあり、地域の人々をつないでいくことにあると思っています。そうした取り組みの一つとして「ほのぼのサービス」があり、その先に成年後見制度があると考えています。

障害者や高齢者が暮らしていくためには、地域の方の理解が不可欠です。「ほのぼのサービス」の利用が増えていく状況にあって、社協の職員だけでは対応に限界があるからです。そんなとき地域の中に成年後見制度を理解してくれる人がいてくだされば、いろんな連携を図りながら地域福祉を充実させていくことができます。

平成23年度が目前にきています。成年後見制度の周知を図りながら、正確な情報を提供していくことが社協の役割かなと考えています。先ほど鑑定料や報酬の話がありましたが、相談に来られる方の中には誤った情報に基づいて行動している方もいます。あるいは成年後見制度はお金をもっている人のための制度だと思って、利用をあきらめている方もいます。日常生活自立支援事業や成年後見制度を周知しながら、市民後見人を養成していけたらなと考えています。

新井：平成23年、厚生労働省が社会福祉協議会を使った「市民後見人養成」のモデル事業を実施します。これに関しては、前向きに考えているのですか。

古川：地域福祉に関する具体的なノウハウをもっているのは社協ですから、こうした事業を

担える場所だと思っています。

新井：社協は全国にあり、一律にサービスを行っているわけではありません。今後、社協をどうするかということも制度の普及にかかわってくると思います。

古川：福岡県内には日常生活自立支援事業を独自で実施しているところが10カ所あり、太宰府でも独自事業を実施しています。あまり制限を設けない柔軟な運用を心がけています。基本的に判断力の低下した高齢者が対象ですが、元気な方でも会員になれますし、身体障害者の方も含んでいます。障害や難病ということで枠を区切ってはいません。日常生活自立支援事業を誰もが安心して暮らしていける地域作りのスタートラインにして、成年後見制度にもつながっていけばと思っています。

向井：市民後見は、普通の市民が専門職とは違った視点で、高齢者や障害者に関わるものだと思います。今までは、一般の人が障害者に関わるということは、あまりありませんでした。市民後見人が増えるということは、単にサポートする人が増えるというだけでなく、市民レベルの障害者や高齢者に対する理解が深まることにつながります。そういった意味で普及を進めたい制度です。

私どもの全日本育成会では、平成18年度に成年後見制度にいかに取り組むべきかという研究を行いました。そのときの報告書には「市町村の育成会は地域のセンターとして、都道府県の育成会は基幹センターとして、全日本育成会は中央センターとして役割分担を行い、障害者の権利を擁護する」とあります。

ただ、具体的な行動につなぐまでにはいろいろな問題がありますが、兵庫県宝塚のように進んだ取り組みを行っている育成会もあります。また、育成会が直接後見するのが難しいようであれば、NPOを立ち上げてそこで後見活動をするというのも手ではないかと考えています。

新井：ありがとうございます。みなさんにも市民後見人とはなにかということを考えてもらいたいと思います。市民後見人とほかの後見人とはなにが違うのでしょうか。

専門職後見人は弁護士、司法書士といった専門知識をもった人たちで、報酬をもらうことで生活を成り立たせています。他方、親族後見人というものもあります。一口に親族といっても血縁のある人もいればそうでない人もいます。たとえば実の親とは血のつながりがありますが、妻の両親とは血縁関係はありません。親族の中には、もっと縁遠い人もいます。遠方に住んでいる親族と、隣のおばあちゃんのどちらが身近な人でしょうか。ですからドイツでは親族後見と市民後見を合わせて、名誉職後見人と呼んでいます。実は市民後見人と言うのは日本独特のものです。ドイツの名誉職後見人を参考にしながら、日本の市民後見人をどのように位置づけていくのか。そういった課題もあると思います。

久富：昨年8月末に菅総理が、認知症の支援に成年後見を検討するよう、厚生労働省を中心に指示をしたというニュースに接しました。その後の報道で、そのときの後見人には市民後見人が想定されるであろうとありました。そのときは「やった」と思いました。しかしよく考えると、成年後見制度の活用については、すでに改正された介護保険法の地域包括支援センターの果たす役割に、介護サービス利用者の権利擁護として謳われています。それでも総理の発言というのは制度を強化する上で大きかったし、市民後見人の普及がわずかではあるが前進していることを実感できました。

ぜひ、ここで言うておきたいことがあります。私たちの仲間には、後見活動をしたいという熱い思いがあります。しかし、活動したくても活動できないという現状があります。市民参加のシステムがあっても行政と組まないと、なかなか起動しにくいなと感じています。平成21年度の申立件数は約2万7千件でした。そのうち市町村長申立ては全体の7%、約1,900件弱で、大半は身上監護が中心のはずですから、こういったところに市民後見人の出番があるはず。地域在住の後見人が地域を巻き込んで活動できれば、制度の普及も加速すると思います。

実は私には、後見受任者として見守り契約をしている女性がいます。もちろんまだお元気なのですが、家を訪ねたときにこんなことがありました。ご近所の方から電話があって、「これからカレーをもっていく」というのです。なんでも「孫が来たときはカレーをたくさん作るから、あなたは作らなくていいよ」と言ってカレーを届けてくれるそうです。これを聞いてなるほど地域とはこういうことかと実感しました。このような所は、地域で安定した生活ができやすいでしょう。本人の持つこの関係が続いて欲しいものです。よく生活感覚をもった市民後見人といった言葉が用いられますが、それを言葉だけにせず、地域の中に有効に活かす努力を続けたいと思っています

もちろん一般市民であっても、後見活動を行う場合は権利擁護のために、専門職の方と同じ責任を負わなければなりませんし、そのことは十分承知しています。

私の友人は、家庭裁判所で「ボランティアには後見を頼めない」といった趣旨の発言を聞いたそうです。家庭裁判所や地域の特性によって対応はバラバラですが、家庭裁判所の中にそうした考えがあることも事実です。また、任意だけでは受任が進まないということもあります。

それでも私たちはコツコツと、いろいろな所に出かけて行って、チラシを配るなど少しでも制度普及が進むようにがんばっています。

新井：家庭裁判所の「ボランティアには任せたくない」という発言は本音だと思います。やはり親族か専門職にしか任せられないと考えているのです。裁判官というのは非常に保守的であり、閉鎖的なところがあります。身内意識が強く、自分たちの世界に他人を入れたがらないのです。司法の身内といえば弁護士や司法書士であり、できるだけそういう仲間とやりたいのです。「ボランティアなんて」という発言も、そうした考えから出てくるのでしょう。ですから日本の司法をもっと市民に開かれたものにしなければなりません。

もし久富さんだったら、そんな裁判官をどうやって説得しますか？

久富：非常に難しいです。おそらく「個人で受けるのではありません、法人で受けるので継続性があるし、いろんな事態に対応できます。あと裁判所はお忙しいでしょう、だから細かな説明は私たちがやります」と言います。実際に言えるかどうか分かりませんが、市民後見人のメリットを強調します。それ以前に自分たちが信頼されるような存在になることも重要だと思えます。

新井：専門職というのは専門家としての知識はありますが、成年後見の専門家ではありません。弁護士で成年後見をやっている人の評判は決してよくないです。法律的な知識で一方的に「こうだ」と言ってしまいがちなのです。一方、親族後見人には被後見人を抱え込む傾向がありますし、利益相反の問題もあります。

それに対して市民後見人は、一定の距離を保てるうえに市民の視点もあります。そういったことが市民後見人の利点ではないでしょうか。私なら裁判所に対して以上のようなことを言います。

今の議論は、山田先生の立場からみてどうですか。

山田：専門職であったとしても認知症と向き合える人と、向き合えない人がいます。認知症の人を見て、単なる抜け殻だと思う無礼な人もいます。ですから専門職だからいい、市民後見人だからダメというのは暴論だと思います。

私が言うまでもなく、成年後見制度は大変ニーズの高い制度です。悪質商法、虐待といった問題は後見人がついていないとなかなか解決できません。こういったことは日常の中でたくさん起こっています。今日のお話を聞いて、なんとしても制度を定着させねばならないという認識を深く持ちました。では、どうやって増やすかということですが、私の場合は簡単です。私の外来に来てください、そうすればすぐに後見が必要な人を紹介します。大学以外にも九州一円を回っていますし、山口、広島にも行っていますからいくらかでも紹介できます。

私はあるクリニックでは診察のときはケアマネジャーを側に置いています。なにかあればすぐに対応できるようにするためです。私の診察は短時間で終わりますが、ケアマネジャーはそれ以上の時間をかけてじっくりと話をしています。しかしそれでもまだ時間が足りません。虐待の問題などは、よほど深く付き合っていないと表に出てこないからです。後見人の方がいれば、そういったことも事前に防げるかもしれません。

私は今、13の認知症予防グループを指導していますが、明日からこういった人たちに成年後見制度についても話そうと思えます。

長野県にはお年寄り全員がボランティアをしている村があります。それぞれの住民が、それぞれの住民を支えているのです。こういった形で後見人が広がっていけばいいなと思えます。

新井：ありがとうございます。山田先生に成年後見制度のプロモーターになっていただければ、大変心強いです。

先ほど裁判官が市民後見人に対して冷淡という話がありましたが、なんの規制もない市民後見人は無責任だと主張する人がいることは事実です。つまりきちんとした規制が必要だという考え方です。ですから市民後見人に関しては、そうした意見も考慮しなければなりません。きちんとした研修を行って、活動するときもきちんとしたバックアップがあるということが必要となります。そこで厚生労働省は社会福祉協議会に養成をさせて、監督をさせるという仕組みを考えているようです。

ドイツの場合、市民後見人も親族後見人も同じ名誉職後見人です。それを考えると、日本でも親族後見人の研修が必要になると思います。

それから妥協案として出されているのがリレー方式です。最初は弁護士や司法書士が担当し、大きな問題が片付いたら市民後見人に委ねましょうという仕組みです。これは主に裁判所が提案していることです。やはり裁判所は身内である司法関係者がいいのです。これに対しても社会福祉士などから「なぜ弁護士が最初なのだ」という意見があります。市民後見人も専門職とまったく同じ責任、善管注意義務を負っています。その点ではなんら変わらないのです。弁護士は多くの仕事の中のひとつとしてやりますが、市民後見人は全力で被後見人と向き合うことができます。以上のように市民後見人の関与については、さまざまな課題や意見の対立があります。しかしそうした課題を乗り越えて制度を推進していくことが重要だと思っています。



■ 質疑応答

新井：それでは質疑応答にうつりたいと思います。なにか質問のある方、よろしくお願ひします。

質問 1 (男性) : 社会福祉法人に勤務している者です。今日は成年後見について分かりやすい説明をしていただき大変参考になりました。2点ほど質問させてください。まず一つですが、知的障害者に対しては専門職後見人が必要なのでしょうか？ その場合、市民後見人と違いはあるのでしょうか？

向井 : アスペルガーや自閉症の方に対する、専門職後見人と市民後見人の違いはなにかということですが、どちらが知的障害者の後見に向いているということは一概に言えないと思います。適性というよりは、その人がどのような障害者観をもっているかということが問われると思います。

久富 : 知的障害者の後見は専門職がいいか、市民後見人がいいかということについては、簡単にお答えできません。私どもは、単独ではなく複数受け持ちにしています。中には保健関係の仕事をしていた人もいますので、そういった人に相談することもできます。また、介護保険などを使うときに、ケア会議などにも出席できるので、より幅広いネットワークを使ったサポートができると思っています。どちらがいいとは言えませんが、施設に入っていて親戚が遠くにいるような場合は、頻繁に会いにいける市民後見人がいいと思います。

質問 2 (男性) : 市民後見人のNPOに参加していますが、後見活動はまだ行っていません。基本的な質問で申し訳ありませんが、社会福祉協議会とはどのような組織なのでしょうか。民間なのでしょうか、公的機関なのでしょうか？

新井 : あなたは社会福祉協議会にどのようなイメージをもっていますか？

質問 2 (男性) : 半官半民で良く分からないということです。

古川 : 確かに半官半民という言い方をされます。民間の団体として活動していますが、行政のほうから補助金等をいただいていますので、半官ということになります。民間として行政の担えない福祉サービスを行っていくということで、地域福祉の推進に努めています。具体的には子育て支援やボランティア活動の支援、高齢者の権利擁護事業など、「ゆりかごから墓場まで」幅の広い福祉活動を行っています。主な財源は、先ほど言いました行政からの補助金と「赤い羽根共同募金」です。

新井 : 社会福祉法人ですから法的に言いますと民間の団体ということになります。半官半民で世間には随分反感をかっています。前の千葉県知事の堂本さんは、NPOを育てるために社協をつぶそうとしていました。そんなこともあって千葉県の社協は随分衰退しました。

厚生労働省が成年後見のモデル事業に社会福祉協議会を選んだのには、成年後見を任せて活性化しようという意図もあるようです。

ただ、社会福祉協議会を通して成年後見をやると、NPOとかぶってしまいます。今後は、社会福祉協議会をどうしていくか、それも問題になってくると思います。

質問3 (女性) : いろいろと、お聞きしたいことがあります。まず社会福祉協議会についての質問なのですが、「ほのぼのサービス」は、自立支援事業の一環なのでしょう吗？ それと社協へのお願いなのですが、成年後見制度で財産を管理するとなると、不正というものが心配です。ぜひ研修では倫理教育に力を入れてください。

古川 : 「ほのぼのサービス」は日常生活自立支援事業として独自に行っています。社会福祉協議会には今まで行ってきた福祉サービスの蓄積がありますので、倫理面を含めそれらのノウハウを研修の中に注ぎ込んで伝えていきたいと思っています。

日常生活自立支援事業を立ち上げるにあたっては、弁護士の先生に大変お世話になりました。今後も成年後見制度を含め、連携しながら進めていきたいと思っています。

質問3 (女性) : ターミナルにおける事前指示のお話がありましたが、それを法的なものに統一はできないのでしょうか？ 知的障害者の方の鑑定料についてですが、知的障害者の方は、すでに診断を受けているはずで、そのうえさらに鑑定が必要なのでしょうか？ それから鑑定料については、無料にならないまでも少し安くなる働きかけをしてもいいのではないのでしょうか？

山田 : 手元に『最近の認知症ケアの倫理』という論文がありますので、そこから引用して回答に代えさせていただきます。「認知症者の医療同意に関する問題。法的には成年後見人には医療同意権は無いと解釈されている。そういう問題は事前指示の普及の問題など、日弁連や司法書士会、リーガルサポートなどととも、現在大きな広がりをもった活動となってきている。また、事前指示の普及は、日本で始まったばかりである。まず、将来の認知症などを見据えて、自身の終末ケアについて考えてみるといった、国民に対する啓発活動が重要だと思われる。」とあります。私は今年の10月東京に戻りますから、この問題について積極的に考えてみたいと思っています。

向井 : かかりつけの医師がいる場合でもさらに鑑定が必要かといった問題は、まだ私どもの中では議論されていません。今の段階では分かりませんが、戻ってほかの会員と考えたいと思います。

新井 : ありがとうございます。最後にパネリストのみなさんに一言ずついただきます。

久富 : 今日ここに集まった方全員が、各々3人ずつに制度のことをお話しになればこの人数の3倍の方に広がります。私は高い志、熱い思いをもった仲間にかかれて活動に参加しまし

た。ぜひ多くの方を仲間に引き入れたいと考えています。みなさんもできるだけ多くの人に話してください。

向井：知的障害児の団体に関係している者としては、成年後見制度は「親無き後」だけでなく「親のあるうち」から必要な制度だと思っています。できるだけ制度の普及を進めたいとは思っていますが、団体としてどのように進めていくかは、これからの課題です。

古川：社会福祉協議会は地域福祉の担い手として、地域の人が安心して暮らせるように、正確な情報を周知していきたいと思っています。社協にしかできない、社協だからこそできるというサービスを構築していきたいと思います。

山田：私は行政をあまり信用していません。行政頼みの活動はあまりうまくいきません。だから私が行政にお願いしているのは、私たちの活動を邪魔しないでくれということです。行政をあてにしない活動をしているほうが社会に定着しやすいのです。

それから久富さん、よかったら私の大学を使って「市民後見人を普及させるための研究」というのをやりませんか？

新井：最後に具体的な提案も出て良かったです。以上で私の基調講演をベースとしたパネルディスカッションを終了します。大変有効な議論ができたと思います、本日はどうもありがとうございました。